

## 「生活習慣病重症化予防連携推進会議」実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活習慣病重症化予防連携推進会議（以下「連携推進会議」という。）の開催にあたって必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 連携推進会議は、生活習慣病の重症化予防に取り組む関係者及び団体等が連携を図り、生活習慣病及び重症化した疾患に関する実態や各団体の取り組みについて情報共有し、対策について協議することで、健康寿命の延伸及び医療費適正化を目指すことを目的とする。

(構成員)

第3条 構成員は、団体及び関係者から保健福祉局長が選任した者をもって構成する。

2 議事内容により構成員の他にオブザーバーを置くことができる。オブザーバーは保健福祉局長が選任する。

(任期)

第4条 委員の任期は、選任の日から2年間とする。やむを得ない場合は、任期内でも委員の変更は可能とする。ただし、オブザーバーの任期は、開催会限りとする。

(解任)

第5条 保健福祉局長は、委員およびオブザーバーが次の各号のいずれかに該当するときは、これを解任することができる。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団もしくは同条第6号に規定する暴力団員またはこれらと密接な関係を有する者であることが判明した場合

(2) その他委員であることが不相当と保健福祉局長が認めた場合

(専門部会)

第6条 生活習慣病重症化予防の連携推進にあたり、より専門性及び個別性の高い事項に関して助言を得る必要がある時は、連携推進会議構成員等から当該事項に関係する構成員を招集し、専門部会を開催する。

(会議の公開等)

第7条 連携推進会議は原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに

該当する場合は、保健福祉局長の決定により非公開とすることができる。

- (1) 法令等に特別の定めがある場合
- (2) 不開示情報（情報公開条例第7条）に該当する事項を協議する場合
- (3) 円滑な運営が損なわれるおそれがある場合
- (4) その他非公開とすることに相当する理由がある場合

（議事録の公開）

第8条 公開の連携推進会議については、その議事録を作成する。議事録には次の事項を記載するものとする。

- (1) 開催日時・場所
- (2) 出席した者の氏名
- (3) 発言の要旨
- (4) その他必要な事項
- (5) 問い合わせ先

（運営）

第9条 連携推進会議及び専門部会は必要に応じ保健福祉局長が招集する。

2 連携推進会議の庶務は、保健福祉局健康医療部健康推進課において処理する。

（責務）

第10条 委員およびオブザーバーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、連携推進会議の運営に関し必要な事項は、保健福祉局長が定める。

付 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。